

平成29年 第19回
教育委員会臨時会会議録

平成29年9月26日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2481号

平成29年第19回臨時会

日 時 平成29年9月26日(火) 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席者」	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「欠席者」	教 育 長	青 木 康 平
-------	-------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 請願又は陳情

- 1 教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願

日程第2 審議事項

- 1 議案第66号 平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 2 議案第67号 平成29年度港区指定文化財の指定について
- 3 議案第68号 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)

日程第3 協議事項

- 1 港区学校教育推進計画（素案）について
- 2 港区生涯学習推進計画（素案）について
- 3 港区スポーツ推進計画（素案）について
- 4 港区立図書館サービス推進計画（素案）について
- 5 港区子ども読書活動推進計画（素案）について

日程第4 教育長報告事項

- 1 平成29年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 平成30年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 3 平成29年度春の通学路点検の実施結果について
- 4 お台場学園港陽小・中学校屋内プールの休止について
- 5 後援名義等の8月使用承認について
- 6 生涯学習推進課の8月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の8月の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の10月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の8月行事实績について
- 10 図書館の8月利用実績について
- 11 図書館・郷土資料館の10月行事予定について
- 12 10月指導室事業予定について

「開会」

○教育長職務代理者 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第19回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、青木教育長は体調不良のため、欠席させていただいております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長職務代理者 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 請願又は陳情

1 教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願

○教育長職務代理者 まず日程第1、請願または陳情に入ります。平成29年9月1日付で教育委員会資料ナンバー1「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願」が提出されております。本日は請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたので、お受けしたいと思います。

「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願」の代表者の方は請願者席にお座りください。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。お願いします。

○書記 「教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消に関する請願。趣旨、教育費保護者負担額の公私立幼稚園格差解消のため、補助金のさらなる増額をお願い申し上げます。

理由、港区におかれましては昨今の厳しい経済状況の中、毎年私立幼稚園保護者に対し補助金を助成していただいております。とりわけ昨平成28年度におきましては、近年にないご配慮をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。しかしながら平成29年度の区内私立幼稚園保護者の平均負担額は月額15,643円（教育費平均額37,843円、補助金額一律22,200円）であり、公立幼稚園保護者の負担額は月額6,200円（平成27年と28年の改定により、①小学3年以下の兄弟がいる場合の第2子以降の保育料無料 ②入園料廃止 ③小学4年以上の兄弟がいる場合の一部の家庭の保育料負担軽減）となっております。これにより公立幼稚園の保育料が減額・無料化される家庭も多く、その格差は依然として小さいものではありません。

人格形成においてかけがえのない幼児期を、我が子にとって理想的な環境のもとで過ごさせ、社会とのよりよいつながりを豊かに体験してほしいという願いは、どの家庭にも共通するものではないでしょうか。

港区で子どもを育て、我が子を幼稚園に通わせたいと願う全ての家庭が保育料の額にとらわれることなく幼稚園を選択できるよう切に願っております。

平成10年に港区と港区私立幼稚園連合会は『保育料等納付金負担の公私格差解消に努めます』との確認書を交わしており、平成22年と平成25年にも再確認されております。教育費負担額の公私立幼稚園格差の解消の実現に向けて、私立幼稚園保護者に対する補助金の更なる増額にご尽力

賜りますようお願い申し上げます」。

○教育長職務代理人 朗読は終わりました。請願者を代表して港区私立幼稚園PTA連合会会長の藤田裕子さんから、請願の趣旨についての説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○請願代表者 失礼いたします。本日はこのようなお時間をいただきましてありがとうございます。港区私立幼稚園PTA連合会の藤田裕子と申します。

港区におかれましては日頃より私立幼稚園に対し、保護者に対し、教育費の助成をはじめさまざまなご支援をいただいております。連合会を代表いたしまして心より御礼申し上げます。

私どもが所属しております東京都私立幼稚園PTA連合会は「保護者負担軽減事業費補助の拡充に関する要望書」を、9月7日付で東京都知事宛てに提出をしております。東京都からの補助金は所得制限がございますため、区内の多くの保護者が受け取ることができません。このため港区からの補助金に頼っているのが現状でございます。区の補助金制度は本当にありがたく、重ねて感謝申し上げます。

では、私どもの請願内容について補足説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。私どもで算出したしました平成29年度の港区の私立幼稚園の月額平均保育料は37,843円です。これは毎年度初めに明らかになります私立幼稚園14園の保育費用をもとに算出をしているものですが、この保育料には含まれないさまざまな経費やそれぞれの園独自に発生する費用もございまして、実際にかかる費用はこの額を上回っております。

また資料2のとおり、平成29年度は一律22,200円の補助をいただけることになりましたので、私立幼稚園保護者の実質負担額は15,643円月額となります。一方区立幼稚園ですけれども、平成27年4月の改定により、保育料が4,807円から6,200円になりました。ただ資料に記載いたしましたように、小学校3年生以下の兄弟がいる場合の第2子以降の保育料は無料となるため、無料となった子どもも多数出てきたと考えられます。また平成28年の改定によって、小学校4年生以上の兄弟がいる場合に一部の家庭は第2子以降の保育料が減額されました。家庭によって保育料が異なりますため、公私立幼稚園の負担額の差を明確な数字ではあわせませんけれども、その差が大きくなるのではないかと心配しております。

次に公費投入額について比較した資料4をご覧ください。閲覧できる最新データが平成27年会計年度のものになりますので少し古いデータではございますが、区立幼稚園の園児1人当たり投入された公費が年間963,547円に対し、私立幼稚園の園児に対する公費投入額は1人当たり266,400円となっていることから、大きな開きがあることがお分かりいただけるかと思います。

資料5にありますように、私どもの40年の請願に及ぶ歴史の中で、保育料の2分の1までの助成の達成ですとか所得制限の撤廃の実現など、港区におかれましては保護者負担の格差解消に向けて前向きに取り組んでいただいているものと認識し、深く感謝をしております。しかしながら長引く不況やこの先さらなる増税も予定されており、多くの家庭は余裕を持っておりません。

今年度も補助・助成金の請願に対し15,755名もの署名が集まりました。この署名は港区民

の関心の高さ、保護者の切実な思いを反映したものと感じております。請願文にも記載がございますが、平成10年12月に港区と港区私立幼稚園連合会とは、公私立間の保育料等納付金の負担の格差解消に向けた確認書を交わしておりまして、平成22年、25年にも再確認をされております。加えて、平成27年から平成32年度にかけて実施される「港区幼児教育振興アクションプログラム」においても、段階的な増額を行う旨が明記されております。この事実を今一度ご了知いただきまして、今後もさらなる補助金の増額並びに格差解消に向けた発展に、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

繰り返しになりますが、社会との豊かなかかわりの中で、人として健やかに成長してほしいという願いは、いつの時代においてもどこの家庭においても変わらぬものであると考えております。特に人格形成において重要となる幼少期をどのような環境で過ごさせるべきか、私ども保護者は深く考え、我が子に合った場をと教育環境を選択いたします。それぞれの家庭が費用負担の心配や不公平さを感じることなく幼稚園を選択できるよう、私ども港区私立幼稚園PTA連合会は、補助金の増額及び保護者の負担が解消されることを、保護者を代表いたしまして、心よりお願いを申し上げます。

以上で補足説明を終わります。ありがとうございました。

○教育長職務代理人 補足説明を戴き、ありがとうございました。

この請願で述べられておりますように、幼児教育が非常に重要であるということは、今、国も強調しておりまして、そういう意味で重要な案件であることは間違いありませんし、教育というのは、親の経済力によって受けたくても受けられないということはぜひ避けなくてはならない問題で、特に最近子どもの貧困化、教育を十分受けられないということについて、何とかこれを解消しようと兄弟がいる場合の教育の負担軽減とか、国からも色々な施策がなされているわけです。親の経済、収入等に左右されず希望する幼稚園に通わせるために、公私立間の格差を解消する、あるいは補助金の増額を求めている趣旨は良く理解できると私も思っています。ただ、財政的、そのほかの色々な問題点もあるので、そのお気持ちをよく理解した上で適切に対応していきたいと思っております。今の請願並びに補足説明に対して何かご質問その他ございましたら、お願いいたします。何かございますか。

では、私から1点、資料1で14園平均と書いてありますよね。これは私立幼稚園14園ですよ。慣行として、一番高いところと一番低いところを除いて12園の平均ということで出されていると思うのですが、これ14園平均ではなくて、12園平均ではないですか。

○請願者代表 上と下の2園ずつ、4園を抜いたものです。

○教育長職務代理人 4園を抜いている、では10園平均。

○請願者代表 そうです、10園平均です、失礼いたしました。

○教育長職務代理人 それから、学務課長に聞きたいのですが、平成28年の改定で第2子であるとか小学校4年生以上の兄弟がいる場合であるとか色々なところで、保育料が無料になるとか減額されるということがありますよね。これは私立幼稚園は関係ないのですか。

○学務課長 これはあくまでも公立での扱いで、正確に言いますと小学校4年生以上の兄弟がいる

場合で、年収でいうと大体約360万円未満ということだと思いますが、一部区市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満というものの第2子が半額、または第3子以降の保育料が無料であると設定しています。

○教育長職務代理者 私立幼稚園のお子さんについても、こういう条件のときに何らかの補助金が出るのですか。

○庶務課長 私立幼稚園につきましては、区の就園奨励費補助金の中で第1子、第2子、第3子それぞれの補助額を設定しております。丸々ということではありませんが。

○教育長職務代理者 丸々ではないけれども、私立幼稚園にはそういう補助金を配慮しているということですね。

○庶務課長 状況に応じて補助額を充実しているということでございます。

○教育長職務代理者 文部科学省が貧困化の対応をしているので、私立幼稚園は適用がないというのは少しおかしいのではと思い、確認いたしました。

ほかに何かございますか。

○山内委員 仕組みについて庶務課長に確認させていただきたいのですが、この補助金の22,200円というのは港区民で港区内の私立の幼稚園に通う場合ということなのですか。それとも例えばそれ以外の渋谷区とか杉並区とかの私立幼稚園に通う場合もありますけど、その場合もこの対象になるのですか。

○庶務課長 港区に在住の方で、区外の私立幼稚園に行っている方も対象になるということでございます。

○教育長職務代理者 そのほか何かございますか。

私立と区立の親の負担額をゼロにしたいというのが現在の目標でしょうか。何年前は半分までということで、その目標は達成しています。その次の親の収入に関係なく補助金を出して欲しいという目標、それも実現して、当初言っておられた目標は既に全部達成されています。今は目標が区立と私立の保護者の負担額の差をゼロにしようというところに変わったということですよ。

確かに区立というのは公の費用で負担して、あまねく来たいという子どもは、親の収入は関係なく全部受け入れ、公費で賄う。私立の場合は、色々な大学附属の幼稚園や仏教、キリスト教系、まちの幼稚園と色々あるので、一概には何とも言えませんが、そうした園ごとの様々な教育目標に賛同してお子さんをその幼稚園に入れたいと考える。公立は広く全体を見る内容で運営していて、私立はそういう教育目標その他で、それぞれの施設なりが違うわけで、そうすると公立と私立の負担額の差をゼロにしたいというのは、いささか行き過ぎではないかとも言えますが、そのあたりはいかがですか。

○請願代表者 そうですね。おそらくそれぞれの考えがあって幼稚園に入れておりますので、実質完全に負担額の差がゼロになるというのは、実際には難しい部分があるのではないかと考えています。私どもの娘が通っている幼稚園は教会附属のもので、保護者に対して教会の存続や発展のための寄附というのを求められることがございまして、これは学校法人の施設でもそうだと思うのですが、そうしたものも全て教育に関する負担であると考えられますので、区の財政としては、

非常に難しいことであると思ひますし、そうした負担は家庭の教育方針によるものと思ひますので、そこまでは考へておりません。

ただ私どもが毎年請願を出させていただき中、区立幼稚園の負担軽減は進んでおり、それを見ていると、やはり差がやはり開いてしまうのではないかと強い危機感をずっと持ち続けております。

ですから、実質ゼロにしたいという願ひはございますけれども、それを実現するためにというよりは、私立幼稚園に子どもを入れるという家庭の教育方針の一つのやり方をぜひ認めていただきたい、そこに対する補助をいただきたい、という思いで請願を続けていると、私個人は認識しております。

○教育長職務代理者 公立と私立の根本的な違いを、どう考へるのか。時の政府なり権力に反しても自分たちの価値観に基づいた理想の教育を実現しようということで、自分たちが持ち寄って、設立・維持していくのがもともとの出発点であり、そういうのが今はいいかどうかは別として、色々な点を考へてどうなのかなという面もあると思ひます。

しかし、先程も言いましたように、親の経済状況によって子どもが行きたいところに行けないというのは大変よくない話で、行けるように補助金をさらに増額するというこの趣旨はよく分かります。

ほかに何かご質問はございますか。

よろしいですか。副会長もせっかくおいでですので、一言どうですか。

○請願者副代表 失礼いたします。副会長をさせていただいております古藤と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。長年この請願をやらせていただいて、今年度は私が副会長という立場で請願を出させていただいたのですけれども、やはり理想は、現在区立に通っていらっしゃるお子様も、私立幼稚園を視野に入れて選択できるような環境が一番、教育にとって豊かな環境であるなど考へておりますので、ぜひその辺りについて、私立幼稚園の保護者として、少しお手伝いできればなど考へております。ありがとうございます。

○教育長職務代理者 どうもありがとうございます。この件については事務局の方で適切な対応をするようお願いしております。

○請願者代表 お願いいたします。ありがとうございます。

日程第2 審議事項

1 議案第66号 平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長職務代理者 それでは日程の第2、審議事項に入ります。議案第66号「平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明お願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました議案第66号「平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明させていただきます。資料は

ナンバー1の報告書(案)、それからナンバー1—2の概要版となっております。

まず資料ナンバー1の1ページ目をご覧ください。この点検評価の目的につきまして簡単にご説明させていただきます。港区地方行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして、教育委員会が行う事務事業の執行状況を点検・評価し、結果を区議会に提出させていただきます。さらに広く公表することで区民への説明責任を果たすとともに、信頼される教育行政を推進することとして、この点検評価を実施してございます。

2番目の実施方法についてでございますが、港区教育ビジョンに基づく五つの個別計画において掲げております基本目標のもとに、体系化された施策を対象としております。テーマをその中から抽出してございまして、今年度のテーマにつきましては、3ページ目、A3版になりますが、こちらの網かけになってございます六つのテーマを設定してございます。一つ目の「豊かな心の育成」から「授業での学校図書館活用の推進」までの六つのテーマでございます。既に7月10日の教育委員会でご決定いただいております。

もう一度1ページ目にお戻りいただきまして、2番目の(3)「自己評価シートの作成」につきましては、各テーマを構成する事業について実績や効果・成果から自己評価を行っております。

(4)の「評価の実施」については、自己評価に対して評価委員から意見をいただくとともに、いただいた意見を踏まえた今後の取り組みの方向性を示します。この結果については報告書でとりまとめて教育委員会でご決定の後、区議会へ報告し、区民へ公表させていただきます。

なお、前年の28年度の報告書でまとめた今後の取り組みの方向性については、区独自でこの8月時点での取り組み状況を確認してまとめてございまして、この報告書の63ページ以降、68ページまでの間に記載をさせていただきます。平成28年度の定時評価になりますので、少し追記をさせていただきます。

上段の項目に時点が分かるよう、年度を追記させていただきます。まず「点検・評価対象施策」の右側、「今後の取組の方向性」を「平成28年度点検及び評価に対する今後の取組の方向性」と記載したいと思っております。「今年度の取組状況」のところにつきましては、「平成29年度の取組状況(8月1日時点予定を含む)」と修正をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

では、テーマごとに評価委員の主な意見、それから教育委員会の今後の取り組みの方向性については資料1—2でご説明をさせていただきます。概要版ですけれどもそれぞれのテーマごとに少しご説明をさせていただきます。まず1番目の「豊かな心の育成」につきましては、評価委員の先生から、個々の児童・生徒の実情に応じた支援、施策を推進するため、保護者や関連機関・専門機関と連携強化していく必要があることはもちろん、そのほかに外部機関に頼り過ぎないようにすること、とのご意見をいただきました。またその中で、学校自身の相談力が低下しないようにというご指摘もいただいております。全体的に組織的、総合的に取り組んでいくことが期待されるとご意見をいただきました。

次のテーマ2「特別支援教育の推進」でございますけれども、こちらにつきましては、子ども一人ひとりの特性に応じた教育を行うために大変重要な事業であり、適切な指導と支援のための環境整備の必要性や、また特別支援教育においては児童のニーズや内容が個別的で多様化していること

から、特別支援教室が今後全校に設置されることを踏まえて、アドバイザーやコーディネーター、学習支援員への研修内容など、質的な充実が課題であり、その上で今後の発展を期待するというご意見をいただきました。

次のテーマ3は「学びの成果を生かす機会の充実」でございます。周知方法、受講者を増やす取り組みへの視点についてご意見をいただきまして、具体的なイメージを受講者に伝えるとともに、講師同士の情報交換や親睦を深めることなども講師の意欲向上、質的向上につながるといったご意見をいただいております。

テーマ4の「障害者のスポーツ活動の促進」でございますけれども、「する」、「みる」、「支える」それぞれの人の連携や一体感を持たせる工夫など、障害のある人ない人、それぞれに向けた周知が重要であることから、地域の企業や大学との相互理解、促進への期待が挙げられております。

次のテーマ5「地域特性や利用者動向に応じた資料の充実」につきましては、区立図書館・学校図書館等とのネットワークサービス等の充実が期待されております。地域特性を生かした収集と整備が求められておりまして、あわせて図書館が果たす役割としてデジタル化への課題があるとのご意見をいただいております。

テーマ6「授業での学校図書館活用の促進」につきましては、新学習指導要領で調べ学習を充実させていくということに向けて、教諭とRAS、学校司書のかかわりは重要であるという観点から、講座の実施や大学との連携による多様な学びの機会を拡充することが挙げられております。またRASの資質・力量を向上することも上げられておりまして、授業カリキュラムに応じた支援の充実には、学校間の教育交流の推進への検討をするようにというご意見をいただいております。

以上、テーマ1から6、雑駁で一部のご紹介となりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見はございますか。

前回の評価委員との質疑応答を経て、今回どんなところが変わったのでしょうか。

○庶務課長 大きな変更はございませんが、評価委員と教育委員との意見交換の際に出てきましたのは、障害者スポーツですとか、授業での学校図書館活用の促進といった部分で、障害者スポーツについては、主体的にできるだけ障害のある人ない人、それぞれに向け広く周知をしていく方法のところに変更がございました。それから図書館活用につきましては、地域の図書館と学校図書館との連携というところに変更がございまして、その辺を加筆しているところでございます。

○教育長職務代理人 何かご質問、ご意見等がございますか。

この案件は何回か教育委員会その他でやっていますね。

○山内委員 基本的にはこれで重要な点は網羅されていると思いますけれども、この前の評価委員と教育委員との聞き取りのときの記憶からすると、例えば授業での学校図書館活用の促進ということでは、安易なデジタル情報、あるいはネット情報を利用することに対しての危惧ということは、評価委員複数の方からもご意見がありました。これは結構重要なことだと思います。それがこの報告書の概要になると、デジタル資料も多く見られる、タブレットなど情報機器の活用なども検討していくべきであるなど、ある意味積極的という方向だけでの記述だけになっているのですけれども、

そこに実は長短両方あるのだというところをしっかりと盛り込んでおくということが、実は重要なことなのではないかなと思いますし、それは評価委員の指摘でも重要であったと思いますので、そこを補われてはいかがでしょうか。

○教育長職務代理者 その点についてはいかがですか。

○庶務課長 そのようなご意見を承っております、やはりメリット・デメリットあるかと思いますので、こちらも記載させていただきます。

○教育長職務代理者 ではその点、よろしくお願いたします。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、採決に入らせていただきます。議案第66号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 ご異議がないようですので、議案第66号については原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第67号 平成29年度港区指定文化財の指定について

○教育長職務代理者 続きまして、議案第67号「平成29年度港区指定文化財の指定について」ご説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 議案第67号「平成29年度港区指定文化財の指定について」でございます。資料につきましては本日付教育委員会議案資料ナンバー2をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして2ページ目からご覧いただければと思います。今回の文化財の指定につきましては、平成29年7月25日に当委員会にて、文化財保護審議会への諮問について協議をしていただき了承をいただいた後、平成29年8月1日に港区文化財保護審議会へ諮問をし、9月7日に答申を受けております。

答申につきましては、次ページの別紙1のとおりとなっておりますが、諮問した文化財2点につきましては文化財の指定にふさわしいとの答申を受けております。

答申に基づき、港区の文化財の指定がふさわしいとされる内容は項番2のとおりでございます。

指定文化財の1点目ですけれども「大門1棟」でございます。詳細は別紙2のとおりとなりますが、諮問時から変更になった点をまずお伝えしたいと思います。所在の場所でございますが答申をいただく前、こちらから諮問をした際、こちらでご協議させていただいた際は「芝公園二丁目地内」という表記にさせていただいておりましたが、今回は「芝公園二丁目3番地先区道上」に変更になってございます。理由は記載されておりますが、まず東京都から増上寺が寄贈を受けたときに使われていたものが、先程の「芝公園二丁目地内」というものを使ってございました。その後港区の道路上の占用許可を取る場合の住所として、「芝公園二丁目3番地先区道上」ということで申請を受けてございますので、場所の分かりやすさ、限定のしやすさといった視点から審議をいただきまして、港区文化財保護審議会においても了承を得ている状況でございます。

続きまして2点目でございます。こちらは「倉松屋嘉兵衛町屋敷絵図」でございます。詳細は別紙3のとおりとなります。諮問時から変更になった点は、指定文化財の資料の名称の変更でございます。諮問の際には郷土資料館の所蔵時につけられました「金杉川口河岸町屋絵図面」となりましたが、審議会でも江戸時代には金杉川口町の町名は使用されていなかったこと、本図で描かれている町名は複数にわたることから、町名を指定文化財の名称に取り入れることはふさわしくないとの議論がなされ、変更することといたしております。

今回の指定については本審議会でご了承いただいた場合には、指定後には項番3に記載のとおり広報等を実施し、区民等へ広く周知してまいります。

説明は以上となります。本文化財の指定につきましてご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございますか。

「3番地先区道上」については、前の段階でもわかりづらいという意見が出ていたので、適切に訂正されたと思いますし、町屋の名前もこれですっきり分かりますので、変更して結構だと思います。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第67号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長職務代理者 それではご異議がないようですので、議案第67号については原案どおり可決することと決定いたしました。

3 議案第68号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長職務代理者 続きまして、議案第68号「港区立幼稚園教育職員の人事について」、これは人事に関する案件のためですので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第3 協議事項

1 港区学校教育推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 続きまして日程第3、協議事項に入ります。「港区学校教育推進計画（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、「港区学校教育推進計画（素案）について」の協議ということでお願いいたします。

まず計画につきましては、五つの関連する計画の素案ということでこの後続きますので、共通する内容について、私の方からご説明をさせていただきます。

まず資料でございますが、五つの計画に共通しまして、素案の本編の厚い冊子、その下に素案の概要として、A3表裏で各章立てに概略を簡潔にまとめたものをご用意させていただいています。そこに参考資料1として、現行計画の体系と改定計画の体系を横並びにして、変わったところを一目で見ただけのものが一つ。あと参考資料の2として、A4の横で上に開いていくものですが、これは、外部の方や庁内の検討会を開催し、その中でこういった意見が出て、それを素案にどう反映させたかというのを、まとめたものをご用意させていただいています。また、参考資料3として計画ごとに検討組織を設け、その検討組織のそれぞれの構成ですとか、どんなテーマでいつやったのかというのをまとめています。最後に参考資料4として、スケジュールですね、正式に計画が策定されるまでの年度のスケジュールをまとめまして、こちらも共通でご用意しております。

改定の手続の流れということで、参考資料4の一番最後のスケジュールを一度ご覧ください。一番上が以前に教育委員会でご決定いただきました改定方針で、これをもとにPTA、関係の学識経験者の方ですとか、公募区民の方ですとかそういった方を交えた外部の検討委員会、その他庁内検討会ということで関係部門の課長を中心とした組織、こういった検討をさせていただきまして、本日9月26日の教育委員会、ちょうど真ん中ぐらいのところまで来ております。

今日ご意見をいただきまして、このご意見を参考に10月、まず庁議で諮って、その内容を踏まえた最終的な素案を10月24日の教育委員会に改めてお出しするという流れになっています。それ以降、正式にご決定いただきましたら、区民意見を広く募集するためのパブリックコメントを11月から12月にかけて行い、あわせて区民説明会も2回ほど開催できればと思っています。

さらに、区民常任委員会にも素案についてご報告するということになっています。年内でそういった意見を集めまして年明け、それを踏まえて今度は案という形でまとめまして、まず1月23日の教育委員会で説明会、パブリックコメント、どんな意見が出ましたというようなところをご報告、再度2月13日の教育委員会で正式に計画をご決定いただければと考えております。

これらの流れにつきましては、五つの計画を共通で進めさせていただきますので、その点もご承知おきいただければということでございます。

それでは、学校教育推進計画の素案の部分、こちらについてご説明をさせていただきたいと思いますが、まず資料2-2の素案、こちらに沿って簡単にいくつかの事業をご説明させていただきます。

まず表面の左側「計画の改定にあたって（1ページ）」になりますが、こちらにつきましては以前にご決定いただきました改定方針、この辺を踏まえてさらに視点を追加するような形でまとめさせていただきました。こちらは本編で言いますと1ページから10ページということになります。

この中程、第2章「学校教育に関する現状と課題」ということで、こちらも改定に当たっての背景を踏まえまして、現状と課題というのを整理させていただきました。こちらにつきましては新たに追加した項目といたしまして、二つございます。

一つ目が（4）「オリンピック・パラリンピック教育の推進」というもので、日本の発展の担い手となる人材の育成、子どもたちの心と体に人生の糧となるレガシーを残すことを目指していくというような現状のもと進められております。「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」

など五つの資質の組織的・計画的な育成というのが課題であろうということで、位置づけをさせていただいています。こちらの第2章の各項目が、第3章ではどのように、ということそれぞれ項目別に矢印を引いて、反映されているところにつなげておりますが、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」につきましては基本目標1の施策の(3)番「健やかな体の育成」というところに、新たに事業を出すような形で項目を追加しています。

もう1つ、同じく(5)「食育の推進」というものがございます。こちらは港区立小学校・中学校での「やせ傾向」の出現率が全国平均に比較して高い傾向にあるという現状を踏まえた課題ということで、成長期に特有な体づくりと、栄養や食事のとり方に関する正しい知識・理解ということ、伝統的食文化の継承、食の生産に携わる人や自然の恵みに感謝する気持ちを育む取り組みの推進というようなことが課題であろうということで、こちらにつきましても第3章の基本目標1の施策3番、「健やかな体の育成」というところに反映をさせていただいております。この二つが新たに追加された項目ということになります。

続きまして、裏面をご覧ください。各施策に基づく事業となっておりますけれども、参考資料1の方もあわせてご覧いただきたいのですが、こちらで右側、改定計画という表の網かけで太字になっているところ、こちらが現行の計画から新たに修正を加えたり、追加した項目となっております。このうちのいくつかについて、検討委員会の意見なども踏まえてどう反映させたかというようなところをご説明させていただきます。

まず素案の52ページをご覧ください。中程に1—(2)—③「読書活動の推進」というのがございます。参考資料1で見比べていただきますと、当初「豊かな心の育成」というところに「読書活動の推進」があったのですが、こちらを「確かな学力の育成」という施策に今度の改定計画の中では変更させていただいております。

これにつきましては外部の検討委員会の中でも意見がいくつか出てございまして、A4横の参考資料2の2ページの一番上のところに「読書活動の推進」とありますが、この中で第1回検討委員会とか一番上のマスのところでも国語力が弱くなっている、算数を解くのに使う、ということで、読書活動が大切であるという意見でしたり、あと同じく3列目のところで、プログラミング教育も国語の論理的な考え方と関連が強いのではないかということから、読書に力を入れるのがいいのではないか、というようなご意見が出ておりました。こういったものを踏まえまして、位置づけを変えさせていただいたということでございます。

素案本編の記載でも、特にこういった検討委員会とか検討会の意見を踏まえて修正を加えた内容については網かけをしております。

それでは続きまして、55ページでございます。こちらについては新規かつ重点ということで「食育の推進」を入れさせていただいております。

こちらは新たな項目として追加となりまして、年次計画の表を下の方に入れていますが、「食育推進献立の実施」ですとか「給食と授業の連携」「知識技能研修の実施」「教材の作成と活用」という取り組みを今後やっていくものとして位置づけまして、成果として食育、食習慣、行動変容等に関するアンケートで「よく理解できた」と答える生徒の割合を増やしていくという目標を設定してお

ります。

続きまして57ページをご覧ください。こちらも新規・重点ということで新たに追加をしました「オリンピック・パラリンピック教育の推進」でございます。中程の年次計画「オリンピック・パラリンピック教育実施校」ですとか「障害者スポーツに関する体験・交流の実施校」や「ボランティアに関わる取組の実施校・園」というのを、学校数を設けて計画的に進めていき、スポーツを楽しんでいると評価した割合や、ボランティアマインドを育てていると中学校の学級担任が評価した割合というのを成果指標としております。

続きまして67ページをご覧ください。こちらは新規に取り入れた項目でございます。「地域とともにある学校づくり」ということで、68ページの網かけの部分なのですが、こちら法改正によって努力義務化されました学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール、この辺の検討について具体的に書き込みをさせていただいております。

検討会の中の意見といたしましては、必ずしもすぐにやるべきだとか簡単にできるだろうというようなご意見ばかりではなかったです。参考資料2の6ページ中程のところ、下の方に「地域とともにある学校について」というところで、実際に地域の負担が増えてしまうのではないかと、既存の組織とどう整理するのだ、といったご意見もございました。そういったご意見も踏まえまして、本編68ページに記載の既存の学校評議員制度というものがございまして、この組織の活用というのを前面に出した上で検討していくというような表記にさせていただいております。

続きまして71ページをご覧ください。「教員の負担軽減の推進」ということで、こちらも新規・重点ということになっています。参考資料の8ページにさまざまなご意見がございまして、例えば一番下、検討会では、港区でもワークスタイル宣言というのをやっているの、そういうのも前提にあってもいいのではないかとのご意見もありまして、この辺を踏まえて71ページの目的のところにも強調するような記載を入れたりですとか、検討委員会の中では電話対応というのがかなりの負担になっているのではないかとのご意見が多くありましたので、この辺も踏まえまして取り組み内容のところ「留守番電話の導入」というのを網かけになっておりますけれども、入れさせていただいたという状況でございます。

素案の73ページのところでございますが、こちらも新規・重点ということで、「学びの未来応援施策の推進」を新たに導入しました。「学習講座・ケース会議・家庭教育講座の推進」に毎年計画的に取り組んでいくというようなことが年次計画で、「講座受講者のアンケートにおける肯定的な意見」というのが増えていけばいいというような成果指標を設定させていただいております。

事業については以上でございまして、最後にこちら5計画共通の内容ですが、「計画の推進」に簡単に触れさせていただきます。77ページになります。多様な主体との連携ですとかそういったところで進めていくということで、計画によって若干組織は変わりますが、このような形でイメージ図をもとに連携して進められればというようなことで、こちらに記載をさせていただいております。

続きまして79ページでございます。「計画の進行管理」ということで、こちら計画の後期のものになりますけれども、32年度が計画の終了期間となり、毎年事業を実施し、実績を見ていきま

すけれども、32年度につきましては今年度進めている内容と同じように、達成状況の確認ですとかで見直し等行って行って、33年度以降の計画の策定ということになるかと思えます。

最後、80ページの計画の評価については、自己評価のほか外部の評価ですとか点検評価を進めていければと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問はございますか。

従前の学校教育推進計画をもとにして検討委員の皆様にご覧いただいた内容をこれに取り入れていただいたということなので、これでよろしいかというような内容になっていますね。何かご意見ありますか。

○山内委員 今回食育のことが一つ新たに出てきたということですが、その経緯を見るとどうも痩せの子どもが多いということがかなり問題としてあります。そうすると例えば55ページのところに、もうちょっと率直にそのことを書き加えてもいいのではないかと、つまりここで「痩せ」という言葉を使うのか、「拒食症」とか「摂食障害」とかいう言葉を使うかは別にしても、そういう問題の、将来の成長における問題とかそれも理解をするのだ、理解を深めるのだということもあわせて書いておいてもいいのではないかと思います。これだけ見ると何か非常に抽象的に食育全般がきれいにまとまっていて、もともとの今の問題に対するきちんとした理解を進ませるということが少し弱くなっているかなと思えますけれども。

○教育長職務代理者 何かコメントはありますか。

○教育政策担当課長 23ページをご覧くださいますと、この項目も現行計画では全くなかったのですが、(5)「食育の推進」として、現状と課題認識についてかなり厚く書かせていただいております。確かにおっしゃるとおり、ではそれが実際の事業の計画の中にどれだけ落とし込んでいるか、ということも検討なり改善していく余地はあるかなと思えますので、この辺は少し検討させていただいて、55ページに書き込める内容があれば追記したいと思います。

○教育長職務代理者 では、そのように検討してください。お願ひいたします。

ほかに何かございますか。

○田谷委員 地域とともにある学校についてですけれども、コミュニティ・スクールについては、検討委員さんも導入することで学校の負担が多くなるのではないかと、PTAや自治会などの以前からの組織の委員さんに周知がしっかり行ってないのではないかとおもうのです。その辺りはどうなのでしょう。

○教育政策担当課長 この件に関しましては、第1回にそういった内容が多く出たのですけれども、新しい組織そのものを立ち上げるというよりは、学校評議員制度というものが現在ありますので、その辺をうまく移行させることで対応できたかということや、実際に導入することによるメリットについても改めて会の中で説明をさせていただき、そういったところも踏まえて今後進められないかというお話をしました。

確かに当初はそういうご意見もあり、例えば来年度からとか、この計画の中で何年度までにやりますと位置づけるのは少し早いのではないかと、というお話もあるとは思いますが、導入について検

討していくというレベルであれば、ある程度ご納得いただけたかなと考えております。

○指導室長 PTA等の個人個人でもかなり受けとめが違うので、たまたま委員だった方の意見をもってそれが全ての意見のような受けとめをしなくてもいいのかなと思います。

例えば同じ委員でも、中学校のPTAの代表からは、コミュニティ・スクールとはどんなもので、どんなメリットがあるかということをごひ中学校PTAにお話いただきたい、というようなお声もあるので、教育委員会としては制度としての準備を整え、その後移行していくことについてはそれぞれの学校事情とか地域事情があるので、それに適切に対応していけば、大きな課題にはならないのではないかと考えているところです。

○田谷委員 ありがとうございます。そういう方向でよろしく願いいたします。というのは、この中で新任の校長の居場所がなくなってしまうのではないかと感じてしまい、これはこの制度上の明らかな誤解だと思います。ここには出ていないのですが、場合によっては教職員の人事権まで握らせてくださいというような意見も他の行政では出たように聞いておりますので、そういうことはないですよ、と今指導室長がおっしゃったようなことを十分説明して、推進していただきたいと思います。いい制度だと私は思いますので、よろしく願いします。

○教育長職務代理者 これを誤解するのは仕方のないことかもしれませんね。コミュニティ・スクールというのはもともと学校の運営全部をやるという考え方なのだから、誤解しても致し方ない。安易にコミュニティ・スクールと、外国の制度そのままの言葉を使ってしまったからいけないでしょうね。

○田谷委員 おっしゃるとおりだと思います。ネーミングもあるかもしれないですね。

○教育長職務代理者 では、この案件についてはこの程度とさせていただきます。

2 港区生涯学習推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 次に、「港区生涯学習推進計画（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 生涯学習推進計画（素案）について、資料は本日付資料ナンバー3、ナンバー3-2を用いてご説明させていただきます。

まずは資料ナンバー3-2をご覧くださいと思います。「港区生涯学習推進計画（素案）の概要」でございます。今回の改定におきましては、第3章に記載をしております現行計画の「目指すべき姿」、「みんなと学びをつなぐまち」のほか、基本目標を1から3まで基本的に継承してございます。またアンケート調査結果、検討委員会・検討会のご意見や現状の課題など、各施策・事業の背景を踏まえまして見直しを行った結果、一部変更した事業や新規事業を設定してございます。本日は改定計画において今まで以上に強化する事業と、新規の事業4事業についてご説明をさせていただきます。

先程の資料の第2章の欄の現状と書かせていただいているアンケート調査の結果を本日はご紹介させていただきながら、参考資料1で現行計画と改定計画の施策・事業一覧、この各事業の体系の比較をしていただくとともに、参考資料2で検討委員会・検討会でのご意見について参考としていただくようお願いいたします。

まず一つ目の事業、ICTを活用した生涯学習事業についてでございます。現行計画では基本目標に「学習機会の充実」(1)「だれでも学べる機会の充実」の新規事業として「ICTを活用した生涯学習事業の推進」や、同じく基本目標2(1)④の新規事業として「ICTに関する学習活動の推進」を行ってまいりましたが、今後も重点事業として基本目標2(1)において一層ICTの活用を推進していきたいと考えております。その背景といたしましては、アンケート調査結果におきまして生涯学習を自宅で行うという区民が多かったこと、また生涯学習をできない理由で忙しくて時間がないとお答えいただいた方が多かったということと、また検討委員会でのご意見では講座やイベントを増やすよりは個人的に学習できる場を増やすべきというご意見をいただいた状況を踏まえまして、いつでもどこでも誰でも学習できるようにということで、同じく基本目標2の中で(1)①と(2)②の中で「ICTを活用した生涯学習事業の推進」を進めていきます。

素案の本体では40ページと46ページに記載をしております。内容としては講座等の動画配信を引き続き行います。また区内企業や大学等と連携し、内容を充実させるとともに、テロップや手話通訳を導入していく予定でございます。また基本目標2の(1)④の「ICTに関する学習活動の推進」におきまして、こちらは本体の方では41ページに記載がございますが、パソコン・スマートフォン・タブレット端末等を気軽に活用できるように使い方講座を引き続き実施していく予定でございます。

次に二つ目の事業でございますが、こちらは基本目標2「学習機会の充実」の(2)「ライフステージに応じた学びの機会の充実」の③、新規事業の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした生涯学習事業の実施」についてでございます。改めて事業を始める背景といたしまして、アンケート調査結果から東京2020大会の開催に当たって区が力を入れてほしいことについては、“外国籍の人との文化交流ができる機会”が最も多かったこと、また検討委員会から東京2020大会の機運が高まっていないと感じているというご意見をいただいた状況を踏まえまして、東京2020大会に向け、より一層の機運醸成と国際交流の機会を創出するため、先程申しあげました基本目標2(2)③のところで生涯学習事業を新たに実施しようと考えております。

こちらは本体の方では46ページに記載がございます。内容としてはオリンピック・パラリンピックに関連する講座や外国人を対象とする日本文化を紹介する講座などを継続して実施していく予定でございます。

最後に基本目標3の「多様な学習資源を活用した循環する学びの構築」、(2)「多様な学習資源の活用」の⑤、新規事業として始める「企業・NPO等連携事業」についてでございます。こちらを新規事業として始める背景といたしましては、アンケート調査結果の中で区が力を入れるべきことについて、受講しやすい多様なジャンルの学習講座が求められていること、また検討委員会から、生涯学習施設のみで講座等を行うものではないという発想があってもよい、大学生などに企画を検討してもらうことで生涯学習へかかわるきっかけをつくるとよいというご意見などをいただいた状況を踏まえまして、これまで以上に区の多様な資源を活用して、企業・NPOなどとの連携事業を新規事業として開始することといたしました。

本体の方では53ページの方に記載をしております。内容としては区内の企業・NPO・大学

等と連携することにより、多様なニーズに応えるよう受講しやすい講座を実施していく予定でございます。

そのほか各事業の背景を踏まえまして、掲載場所を変更した事業や事業の内容見直しにより名称を変更した事業などがございますが、こちらについては参考資料に記載がございますので説明は割愛させていただきます。非常に簡単ではございますが、「生涯学習推進計画（素案）について」の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご意見ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

3 港区生スポーツ推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 続いて、「港区スポーツ推進計画（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 港区スポーツ推進計画（素案）についてご説明させていただきます。資料4、4-2、参考資料1、参考資料2等をご参照いただければと思います。

こちらのスポーツ推進計画につきましても現行計画の目指していく姿、「みんなではぐくむスポーツ文化都市みなと」のほか、原則として基本目標1から6までを現行計画から継承しておりますが、アンケート調査結果、検討委員会でのご意見等を踏まえまして、3施策を見直しをしたものと、また場所を変えた、目標の位置を変えたという事業がございますので、そちらの4施策について本日はご説明させていただきたいと思えます。

まず障害者スポーツについてです。こちらはこれまで基本目標1「誰もが気軽に楽しめるスポーツの活動の促進」ということで、資料4-2では2（1）の中で障害者を対象とした事業や障害者スポーツへの理解を深める機会の提供に取り組んでまいりましたが、アンケート調査結果におきまして障害者スポーツのイベントの参加したことがない人が9割を超えていることとか、また参加したことがない理由について、約5割の人が興味がなかったと答えていること、さらに障害者スポーツを行う際に必要な支援としては適切な指導者や一緒に行う仲間について、体育館や設備のバリアフリー化を求める声が上がられていたというようなことが分かりました。

また検討委員会の委員からは障害者のスポーツ実施率について、国の第2期スポーツ基本計画の政策目標に初めて記載されたため、区としても障害者スポーツの実施率を目標に掲げた方がよいのではないか、また、目指すべき姿としては健常者も障害者も一緒に同じ場所でスポーツができることではないかというご意見をいただいております。

区としてはこのような状況を踏まえまして、障害者が気軽にスポーツに参加できる環境づくりや障害者スポーツへの理解を深めるため一層の普及啓発が必要と考え、改定計画の中では新たに基本目標6に「障害者スポーツ活動の場の充実と理解の促進」を設定し、本体の方では71ページの方に記載がございます、障害者が自主的にスポーツを行える環境の整備や誰もが障害者スポーツへの理解を深められるよう、意識啓発のため、積極的に取り組んでまいります。

続きまして、基本目標8「東京2020大会等のレガシーの継承・活用」についてです。素案の本体では76ページ目以降に記載がございます。これまで基本目標6の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて」、スポーツへの関心を高め「する」、「みる」、「支える」スポーツ活動の取り組みを実施してまいりましたが、アンケート調査結果におきましては1年間にスポーツボランティア活動の経験がある人は約4%と少なく、ただ東京2020大会でのボランティア活動については約35%の人が参加したいと考えているという状況などを踏まえまして、東京2020大会等を契機としたスポーツボランティアに携わる人の拡大と大会後の活動の継続が重要であると考え、新たに基本目標8「東京2020大会等のレガシーの継承・活用」を設け、今後とも大会を契機として構築した各企業・団体とのネットワークを活用したスポーツの推進と、スポーツボランティア活動の普及と体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、基本目標7については現行の基本目標6「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて」を基本的に継承しておりますが、「東京2020大会等に向けた機運醸成」と名称を改めまして、機運醸成事業の推進、例えば日付のカウントダウンをしていくという装置ですとか、大会の1,000日前のイベントを実施したりですとかということによって事業を進めていくということや、東京2020大会の事前キャンプ等の誘致等を新規事業として推進してまいりたいと考えてございます。

三つ目に基本目標3「港区ならではのスポーツ文化の醸成」についてです。本体の方では62ページ目以降に記載がございます。これまで区は基本目標3「港区ならではのスポーツ文化の醸成」に向け、区内企業と連携しトップアスリートとの交流や水辺を活用した取り組みとして、お台場エリアでスポーツイベントなどを実施してきました。

また東京2020大会時にお台場がトライアスロンの会場になるということで日本トライアスロン連合等と連携協定を締結しましたが、アンケート調査結果におきまして区がスポーツ推進のために取り組むべきことについて、港区の特性を生かした取り組みの推進が求められていることや、検討委員会からも東京2020大会で会場となるトライアスロン競技や水辺のスポーツに関する取り組みをもっと取り入れるべき、区内の企業だけでなく大学や高校などとも連携した方がいい、また、大使館や観光団体との連携が必要ではないかというご意見をいただいた状況を踏まえまして、幅広く区民が参加でき、トップアスリートとのスポーツ交流、まちの魅力増進につながるスポーツイベントの充実が必要であると考え、基本目標3の中で今まで以上に区内の企業や私立中学・高校・大学とのスポーツ交流やお台場などの立地特性を生かしたスポーツツーリズムの推進とともに、大使館等との連携による国際交流・相互理解を含むイベントを実施していきたいと考えております。

最後に掲載場所を変更した事業が1事業ございますので、参考資料1をご覧ください。これまで、基本目標5「スポーツ活動を支援する環境の整備」の中の(4)で「総合支所との連携」による施策を進めてまいりましたが、検討委員会の中で総合支所との連携は仲間づくり地域づくりであり、基本目標のスポーツを手段として仲間・地域づくりをしていくという方向性に合うのではないかとご意見を踏まえまして、改定計画の中では基本目標2に場所を移動させていただきました。

以上がスポーツ推進計画の概要説明となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○田谷委員 よろしいでしょうか。障害者スポーツの件なのですが、先日、東京体育館で車椅子バスケットを見てきたのですが、国際大会なのですが、入場料が無料なのですね。それにしてもがらで、各関係している企業が大分社員を呼んでいました。もう少し早く我々に連絡があれば、例えば小学校とか中学校で周知もできる、というようなことを関係者の方にもお話ししてきました。

それともう一つは先日の白金の丘学園の学校公開のときに、3年生だったと思うのですが車椅子バスケット協会の方に来ていただいて、指導していただいて、2、30人ぐらいがチームに分かれて、実際に子どもたちが車椅子バスケット、そのときはバスケットにしないでコートボール形式でやりましょうということをやったのです。それも見学してまいりました。本当にちょっと指導していただくだけで、子どもたちは非常に器用に車椅子を使っていて、多分あのシーンにいた3年生は全員物すごく興味を持ったと思うのですね。

そういう活動を関係団体に申し入れるなり何なりして、2020まで引き続きやっていただけないかなと思っております。

それから肝心の2020なのですけども、ちょうど開会時は、子どもたちが夏休みに入ります。今日も何か発表があつて、祭日を移動させようと政府も検討しているそうなのですけれども、ボランティアですとか観戦する機会を、本区の子どもには与えてもらえないでしょうか。協会等を通じてそういうような申し入れができないものですか。

というのは、前回のときに小学生が何かの種目の観戦に招待されているような話を聞いたもので、そういうこともできるよ、というのを今ぐらいから周知していけば、もっと興味を持っていただけるのではないかと思います。その辺のご検討をよろしく願いいたします。

○指導室長 東京都のオリンピック委員会と東京都教育委員会が一緒になって、これから先小学生・幼稚園児のかかわり方について検討しているところでございます。先般から出ている一校一国運動や、今すすめている「世界友達プロジェクト」で、一校が六つぐらいの国と交流することとなっています。

港区の場合は特に大使館が多いので、交流しやすいという実情があります。そういったところから交流している学校への招待だけでその大会を見るのかとか、あとは競技会場に近い学校が空いている時期、小・中学生用の席ということで招待されるのか。そういう詳細についてまだ決まっていない段階ですので、詳細分かり次第、学校を通して色々な形で周知していきたいと考えております。以上です。

○田谷委員 ぜひともよろしく願いいたします。

○教育長職務代理者 ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます

4 港区立図書館サービス推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 続きまして、「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」ご説明をお

願いたします。

○図書・文化財課長 協議事項4「港区立図書館サービス推進計画（素案）について」説明をさせていただきます。資料は本日付教育委員会資料ナンバー5と5-2及び参考資料で構成されています。

初めに素案の概要をまとめましたA3の資料の5-2「港区立図書館サービス推進計画（素案）の概要」をご覧ください。形式は同じでございますが、左側の囲みの第1章「計画の改定にあたって」というものは、本年の6月13日に教育委員会で審議をいただいた改定方針に記載されておりまして、計画の期間等につきましては記載のとおりとなっております。

真ん中の囲みの第2章「港区立図書館に関する現状と課題」でございますが、9月7日の教育委員会に報告させていただきましたアンケートの結果や外部委員にご参加いただきました港区立図書館サービス推進計画検討委員会等でいただいた意見をもとに、基本目標に現状と課題を加えてまとめたものでございます。左囲みの第3章の「図書館サービスの推進」ですが、「目指すべき姿」は「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」としまして、基本目標五つに対して22施策78事業となっております。

裏面が施策及び全78事業の一覧になってございます。新規事業は9事業です。特に基本目標3のところ、新規の施策で6本と重点的に配置をしています。「情報発信と地域コミュニティづくり」では情報の発信とさまざまな年代において交流の場を提供できるような事業ということで、六つの事業を展開する予定でございます。

また図書館が提供している各種サービス等の周知や、図書館が地域のコミュニティの核となれるようさまざまな交流を推進していきたいと考えてございます。1例でございますがA3概要版の第2章（3）、表面にお戻りいただき、第2章の（3）「情報発信と地域コミュニティづくり」の課題の③のところでは、利用者同士の交流を図る交流の機会など環境整備を課題としており、素案の47ページになりますが、図書館と地域活動の連携の推進として新規の事業を立ち上げまして、重点事業といたしております。図書館ごとに（仮称）図書館地域交流会の設置を計画するなど、利用者同士の交流を図る事業を充実させることといたしました。

戻りますが、A3概要版の第2章の（2）の課題の②のところでは、無線LANサービス等の図書館サービスの認知度を高めて、利用したい人が利用できるように周知を図る必要があるという課題に対しましても、素案本文は43ページになりますが、基本目標2の（3）のところ「情報サービスの充実」の部分に、サービス内容等の周知を強化する旨の追記をさせていただいています。

参考資料1につきましては改定前と改定後を同様に記載がされてございます。

参考資料2でございますが、ここに記載されておりますページが34ページから始まっておりますが、実際はこれ、35ページになっていると思います。これ全て1ページずつ、ずれておりますので私の方の確認の漏れでございます。大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

こちらの方も例えばですけれども、2ページ目の一番上の方ですが、1-（1）-⑧、アクティブシニア向けの資料提供や交流機会の提供をしてはどうかという検討会の検討委員からのお話がありました。本編37ページの方にそういった記載をさせていただいております。

説明は以上となります。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

○山内委員 もしかしたら読み落としているかもしれませんが、例えば今日最初に、外部委員からの点検評価の内容があったのですけれども、そういうものとどうこれをつないでいくかということも一つ留意していいのかなと思ってこちらを見ていましたが、例えば図書館に関してだと、人気の図書の整理だけではなくて、社報や社史など地域特性を生かした資料というものもあるわけで、つまり港区の地域の色々な将来の歴史資料になるようなものも、きちんと蔵書としてとって行って、大切にしていくことが大事ではないかという点があります。

色々なところにさりとは書かれているように思いますが、どうしてもそういうものって、目先のサービスに、住民の色々な要望に応じることの方が先に行くと、弱くなってしまいがちなところなので、もう少しそういう部分もこの中に明示してもいいのかなと思います。よろしくご検討いただきたいです。

○図書・文化財課長 今回の件について、近いところでは本編の35ページをご覧いただければと思います。こちらに確かに色々な「幅広い視点からの資料収集」という記載がございまして、この書き方を充実させればいいのかなとは思いますが、この中で取り組み内容の上から6行目ぐらいのところ、「地域の方々や企業から寄贈された資料についても蔵書に取り入れるなど有効活用を図ります」と記載させていただいております。なるべくこういったところに色々なのを散りばめていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

○山内委員 今回の点で言うと「寄贈されたものを」と言うだけだとどうしてもバランスが悪くなるので、どうそういうことも積極的に選書して蔵書に加えていくか、保管していくかということも加えた方がよろしいのではないかと思います。

○教育長職務代理者 では、そのように対応していただければと思います。

ほかに何かございますか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

5 港区子ども読書活動推進計画（素案）について

○教育長職務代理者 次に、「港区子ども読書活動推進計画（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、協議事項5「港区子ども読書活動推進計画（素案）について」説明させていただきます。資料につきましては本日付教育委員会資料のナンバー6と6-2及び参考資料でございます。

素案の概要でございますが、A3の資料6-2「港区子ども読書活動推進計画（素案）の概要」をご覧いただければと思います。記載の内容ですが共通に、左の四角囲みの方は「計画の改定にあたって」というところで、計画の改定については記載のとおりとなっております。

真ん中の囲みで第2章「港区の子ども読書活動に関する現状と課題」でございますが、同様にアンケート結果や外部委員にご参加いただきました港区子ども読書活動推進計画検討委員会等を出し

ていただいたご意見等をもとに、基本計画ごとの現状と課題について記載してございます。右の四角囲み第3章「子ども読書活動の推進」ですが、「目指すべき姿」としては「一人ひとりの子どもが本に触れ、親しむことを通じて読む習慣を育む」とし、基本目標五つに対しまして18の施策と44事業となっております。

裏面に行きますと、これから施策及び全44の事業が一覧になってございます。新規事業につきましては四つを追加しておりまして、七つの事業を重点事業としているところでございます。

今回は、例えば基本目標5の「図書館を拠点としたコミュニティづくりの支援」では、新規事業四つのうち二つの新規事業を新たに実施することとしております。「みなと子ども読書まつり」の充実を重点事業として、開催方法等を改善しまして参加人数を増加に向けるなどの旨を記載しています。本編では54ページになってございます。

また同じ本編54ページの表でございますが、5—(1)—②「子ども同士で本を紹介しあうことによる読書・交流の推進」につきましても、書評合戦、いわゆるビブリオバトルを応援することが多いのですけれども、そういったものを新規事業として立ち上げ、仲間づくりの機会をつくっていきたいと思います。

それから55ページの5—(2)—②「子どもの読書や活動のためのスペースの整備」というところでございますが、新三田図書館での環境整備に加えまして、既存の施設での工夫により、子どもたちが利用しやすくなる環境についても検討することなどとしています。

次の56ページでございますが「みなと子ども読書まつり」を年1回の開催から、各区立図書館の実施とし、多くの方々に参加をしていただけるような開催方法を今、検討しているところでございます。そういったものを計画として載せております。

参考資料2は、検討委員会や庁内の検討会でいただいた意見をまとめたものでございまして、8ページにわたるご意見を頂戴してございます。例えばこの中の6ページ「学校図書館について」、本編50ページ「学校司書と司書教諭、RASの役割は明確にする必要がある」とございまして、そういった学校図書館の支援機能の三つの強化についても載せており、頂戴したご意見についても継続して振興策に取り組んでいることを強調しています。

説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対してご意見ご質問等ございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この案件につきましては以上とさせていただきます。

日程第4 教育長報告事項

1 平成29年第3回港区議会定例会の質問について

○教育長職務代理者 続きまして、日程第4、教育長報告事項に入ります。「平成29年第3回港区議会定例会の質問について」ご説明をお願いいたします。

○庶務課長 では、9月13日に招集いたしました第3回定例会での代表質問につきましては、自民党議員団うかい議長ほか共産党議員団熊田ちづ子議員までの4名、それから一般質問につきましては、自民党議員団小倉りえこ議員から街づくりミナト玉木議員までの4名、計8名からの質問に

つきまして、ご報告をさせていただきます。

ではまず1番目、代表質問です。うかい議員でございます。5点ございまして、まず1点目が南山小学校の国際学級の現状ということで、新設をしてから5カ月を過ぎたところで国際学級の状況についてのお伺いでございます。

答弁につきましては、日本人と今現在外国籍の児童が日常的に身ぶり手ぶりを交えながら、英語でのコミュニケーションをとり合うという、お互いの文化や言葉の違いなどについて理解を深めているところということで、今後につきましても学校や保護者と話し合い、連携を重ねながら、国際学級のさらなる充実・発展に努めていきますとお答えしております。

2点目は、高輪台小学校と石垣市立石垣中学校との交流についてでございます。こちらにつきましては高輪台小学校と石垣市立石垣中の校歌が酷似していたということで、同窓会の中で一時期問題となりましたが、最終的には石垣の中学校長からの謝罪のお手紙をいただいて、先日8月になりますけれども、教育長、篠原当該校長と一緒に石垣中を訪問し、今後同じ校歌を歌う学校としてつながりを深めていきたいという方向で進んでおります。

それについて教育長のお考えをということでございましたが、校歌が非常に酷似してよく似ているということがきっかけとなって学校間の友好関係を結ぶことができてきた、校歌をきっかけに、母校愛がお互いに伝わり合っているところから、互いの学校が歴史や伝統を尊重し、児童・生徒同士の交流が深められるよう高輪台小学校と共に教育委員会も取り組んでまいりますという答弁でございます。

次のページでございます。3点目でいじめ問題についてでございますけれども、どのような要因によっていじめを起してしまうのか、いじめを起す側についての教育委員会の考えを伺いたいということでございました。

こちらにつきましては現在小・中学校ではいじめの加害者や傍観者にならないよう、児童・生徒一人ひとり、いじめを自分たちの問題として主体的に捉えて行動する意識や態度を育む指導を行っている、本年12月に「港区子どもサミット」をみなとパーク芝浦で開催いたしますが、教育委員も出席をしていただき小・中学校の代表児童・生徒が、SNSによるいじめを防ぐための行動や取り組みについて意見交換を行う予定です、今後につきましてもいじめの未然防止、早期発見、早期対応ができる態勢づくりを設けて、推進し、加害者や傍観者にならないよう目を向けた態勢づくりを行うと答弁してございます。

4点目は、区立中学校への進学促進のための取り組みについてでございます。こちらについては昨年みなと区民まつりで区立中学校PTA連合会の皆さんがブースを設けて色々な相談を行うなどして、区立中学校への進学をアピールしていただいたという取り組みがございました。この取り組みへの今後の支援や、より魅力ある区立中学校を知ってもらうための取り組みについて、教育委員会の考えをということでございました。

答弁内容につきましては、各中学校の魅力と日常的な学校の様子を直接PRしていただくという事は非常に有益な情報となっておりますということで、今後につきましても区立中学校への進学について、希望する中学校はもとよりPTAや地域と連携いたしまして、区立中学校の魅力をさ

らに高めていくとともに、さまざまな方法・ツールを活用しまして、教育委員会が作成するもの、ホームページ、学校便り等を通じまして各校の特色や教育活動を積極的に発信してまいりますというお答えをしております。

5点目でございます。こちらは区立中学校生徒への選挙啓発活動について、二つの項目がございました。1点目は中学校での啓発についてでございます。中学生の頃から政治へ参加することの重要性を説くべきということで、答弁といたしましては、中学校では社会科の公民分野において日本の選挙制度について指導をしており、全中学校において生徒会役員の選挙の際などに区の選管の協力を得て、模擬投票という形でございますけれども投票活動を通して自分の考えを示すことの重要性や民主主義の根幹を支える仕組みについて理解を深めている、とお答えしました。今後につきましても選挙権は国民にとって大切な権利であり、義務であることへの理解を深めさせていくとともに、主権者としての自覚を持たせるための実践を重視した教育を進めてまいります。

2点目につきましては区議会の見学による選挙への理解促進についてということで、小学生については「区役所たんけん隊」を中心に行っていますけれども、中学生についても対象として行政や議会の活動をより知っていただき、選挙の大事さを感じていただくのはどうかということでございました。

答弁といたしましては、区立小学生と同様に区立中学校生徒が区議会を訪れて区議会の活動、それから主権者意識を高める上では大変有意義な機会になるということをお答えしております。それから今後とも区立中学校PTA連合会とともに、こうした活動を推進していくに当たっては検討してまいりますというお答えをしております。

次が、みなと政策会議の兵藤ゆうこ議員からのご質問でございます。「港区いじめ防止基本方針」策定後の区の取り組みについてということでございました。港区の中ではいじめ自殺といった「重大事態」の報告がゼロということは大変評価すべきであるけれども、いじめの報告がある以上はさらに取り組みを強化すべきということで、この方針が設置されて以降の区の取り組みについてのご質問でございます。

平成26年10月に「港区いじめ防止基本方針」を策定いたしまして、家庭、地域、関係機関と連携しながら、さまざまな取り組みを行っております。いじめの未然防止、早期発見に向けて児童生徒の個別の悩みに対応するため、教員やスクールカウンセラー等による相談にも随時応じていまして、今年度については東京都教育委員会が策定しておりますSNS東京ルールに基づいて、各学校が独自に定めたSNS学校ルールを生かした情報モラル教育を実施しておりますので、今後につきましても区や教育委員会、私立中学校を含む全小・中学校、児童相談センターとPTA、警察などで構成する「港区いじめ問題対策連絡協議会」で情報を共有し、いつでもどこでも子どもが安心して生活できるよう、具体的ないじめ防止の取り組みを充実させてまいりますという答弁をしております。

次に、公明党議員団の丸山たかのり議員のご質問でございますが、改定された「自殺総合対策大綱」を踏まえた「SOSの出し方教育」についてでございます。保健所との連携を視野に入れてこの「SOSの出し方教育」を区内小・中学校において積極的に推進すべきという質問でございます。

けれども、現在の状況、小・中学校では毎月1回全児童・生徒を対象に個別面談等を実施していじめの問題、人間関係などの不安・悩み等を聞きとるとともに、児童・生徒自身が保護者や教員、友人等身近な人たちにいつでも自ら助けを求めることができるように、それぞれの状況に応じた助言をしております、今後につきましても保健所が開催する港区自殺対策推進検討委員会や思春期こころのネットワーク会議等に参画いたしまして、それぞれの子どもに合った相談方法を選択し、児童・生徒が自らSOSを発信できる環境づくりに取り組んでいくとお答えしております。

次に、共産党議員団の熊田ちづ子議員からのご質問でございます。就学援助の新入学学用品・通学用品費について2点ございました。

1点目は支給額の引き上げについてでございます。港区については不交付団体であり、財調の結果を待つまでもなく、区としてまず引き上げを決断すべきということでございます。こちらについて、教育委員会では新入学学用品・通学用品費の支給額は都区財政調整の金額を根拠としており、特別区教育長会、特別区学務課長会、特別区財政課長会におきまして、その必要性の指摘であるとか金額引き上げの検討、要請、必要性等について提案をしているところで、今後についても他区と連携を密にいたしまして、新入学学用品・通学用品費の引き上げについて実現ができるよう取り組んでまいりますとお答えしてございます。

2点目の小学校入学前の支給についてでございますけれども、こちらについては全ての新1年生が希望を持って入学を迎えられるために、入学準備金を準備に必要な時期に支給すべきというご意見でございます。国の要綱改正が行われておりまして、就学援助制度の趣旨からも検討が必要であるということは考えており、今後につきましては入学前から学校を通じた正確な就学援助の個別案内の難しさ、それから保護者への制度の周知方法の改善、世帯状況や所得額等の確認や、認定・支給までの現在のシステムの再構築など課題がございますが、既に小学校入学前に支給している自治体や検討を進めている自治体から情報収集をして、具体的に検討してまいりますという答弁でございます。

次からは一般質問になります。

自民党議員団の小倉りえこ議員でございますけれども、区立小・中学生への性感染症の予防教育についてでございます。学校教育及び社会教育の一環として早期の予防教育を充実するために、区の小・中学生へ向けてどのような性感染症予防教育の展開を行っていくのかということでございますが、小学校においては子どもの発達段階の関係から学習指導要領に位置づけられておりませんが、インフルエンザ等の感染症予防等を学習することとしております、中学校につきましては保健体育科の授業においてエイズ及び性感染症の疾病内容や感染経路及び予防方法等を学んでおりまして、より専門的な知識を医療機関から学ぶことは非常に重要であるということの観点から、今後につきましても地域の医療機関と連携を図り医療の専門家を招いた授業を実施するなど、保険教育の充実に努めてまいりますという答弁でございます。

次に、みなと政策会議の清家あい議員でございます。こちらについては天才教育についてということで、日本財団と東京大学先端科学技術研究センター・教育センターが共同で行っている「異才発掘プロジェクトR o c k e t」事業について、子どもたちの色々な尖った、秀でた才能を伸ばし

ていく事業として、今年度から渋谷区がこのセンターと連携をして取り組んでいることから、港区でも展開をしたらどうかということでございます。

オーストラリアの派遣事業の中でも「ジーニアス教育」を視察されたということから教育長の見解を伺うということでございますが、現在、港区教育委員会では幼児・児童・生徒一人ひとりの学習能力や興味・関心に応じてその個性を伸ばす教育を進めておりますので、今後につきましても特定の分野に高い能力を持つ児童・生徒につきましては、先行事例をもとにその能力を最大限に伸ばせる学びの場の創設を研究してまいりますという答弁でございます。

次に、公明党議員団の林田議員からでございます。2点ございまして、1点目はまず障害者理解教育の推進についてでございます。アトム・ポッシブルの日本語版教材の利用や障害者スポーツの開催を通して障害者理解教育の推進を図るべきということで、教育委員会の考え方はというご質問です。

全ての幼稚園、小・中学校においてオリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置づけて障害者スポーツへの興味・関心を高めるとともに、パラリンピックに関する教育教材を活用するなど障害者理解を深める授業を行っております、今後につきましても小学校において国際パラリンピック委員会公認の教材の活用を進めるとともに障害者スポーツの体験会、それからイベントの開催を通して、障害者への理解を深める教育を推進してまいりますということで、一部高田千明さんの「PARA・DO」のこともご紹介を入れての答弁となっております。

2点目は、教員の長時間勤務の改善についてでございます。こちら2点ございまして、1点目は勤務実態の把握と勤務時間軽減の取り組みについてです。どのように取り組んでいるかということでございますけれども、教育委員会では28年9月に「港区教職員の業務の適正化に向けた検討委員会」を設置いたしまして、教員の勤務実態を把握するとともに、長時間勤務の改善に向けた具体的な対策を今検討しているところでございます。昨年度は副園長・副校長に勤務実態調査を行いまして、1日当たりの勤務時間が12時間に及ぶということは明らかになっており、認識しているところですが、今後につきましては教諭等の勤務実態についても調査していく予定です、勤務時間の軽減の取り組みにつきましては校務支援システムの導入、それから通知方法等の統一化など事務の軽減を図ってまいりましたけれども、今後も幼稚園や学校と連携を密にいたしましてより詳細な教員の勤務実態を把握するとともに、勤務時間軽減に向けた取り組みを積極的に進めてまいりますという答弁でございます。

2点目はスクール・サポート・スタッフの配置についてでございます。今文科省が実施しようとしております「非常勤職員」の雇用について、港区においても実施すべきという考えのもとでの質問でございます。

文部科学省では平成30年度予算にスクール・サポート・スタッフの配置を概算要求として今制度の詳細を検討していると聞き、把握していて、今後につきましては国を始め東京都の動向を注視し、スクール・サポート・スタッフの配置も含めてさまざまな制度の活用を検討するとともに、あわせて区独自に教員の長時間勤務の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

最後に、街づくりミナトの玉木議員でございますけれども、麻布地区の小学校整備についてとい

うことで、10年後に麻布地区の年少人口が区内で最多になるということで、小学校整備に対する区教育委員会、教育長の考えについてのご質問でございます。

毎年度小学校ごとに児童・生徒の将来推計を行っておりますけれども、平成40年度までに普通教室が麻布地区の小学校については20教室不足すると見込んでおまして、その対応といたしましては各小学校の多目的スペースや会議室などの転用、それから普通教室を確保する計画をしております、引き続き児童数・学級数の動向を見極めながら、学校とも十分協議をし、良好な学習環境を確保できるよう適切に対応してまいります、という答弁でございます。

8名の議員の方のご質問については以上でございます。

○教育長職務代理者 説明は以上のとおりですので、何かご質問はございますでしょうか。

○山内委員 先程の学校教育推進計画と重なって言い忘れたこともあるので、申しますけれども、この教員の負担軽減は非常に重要なテーマだと思います。

学校教育推進計画でもそうですが、校務支援システムの導入とか活用ということでまとまっているところがありますが、校務支援システムは確かに便利でも、場合によっては使うことでまた時間がかかるということもあるわけです。入れて終わりとか活用で終わりではなくて、常にそれを使いやすいものにバージョンアップしていくところが重要なのかなと思うのです。これは業者と区がどう交渉しながら、常に使い勝手のよりよいものになるようにバージョンアップを働きかけるかということが大切なのだと思います。そうやって使いやすいものにするということを継続してすることも大事なのではないかと思って、一言だけそれを申し上げました。

○庶務課長 校務支援システムについては学校からの色々な課題が多く出ております。やはり使い勝手の部分がありますので、そちらについては今回の情報化アクションプランの中でもこれからの課題として、使い勝手のいい、先生たちの作業時間の軽減ができるものということで今検討している状況でございます。

○教育長職務代理者 ほかに何かご質問等ございますか。

では、清家議員の天才教育についてという質問なのですが、質問自体がユニークだなという感じがするのですが、子どもたちの「尖った才能」という言葉を使つての質問だったのですか。

○庶務課長 そうですね。質問の要旨は、議員が書かれた原稿そのままです。

○教育長職務代理者 そうですね、分かりました。

あとこの「Rocket」プロジェクトですが、渋谷区版と書いてあるので、現実にもう何か行っているのだと思うのですが、どんな事柄とか分かりますか。

○指導室長 東大の先端研の方のある大学の教授が、いわゆる発達障害の子たちの能力の高い部分に注目していて、その能力の高い部分を清家議員は「尖った」と言っていると思います。

○教育長職務代理者 それで「尖った」というのですか。

○指導室長 凸凹があるということです。そこの部分を生かした、例えば記憶に才能があるとか電子機器の使用の才能がある子などを対象に、渋谷区では講座を開き、興味・関心の高い子が来ています。

まだ现阶段では学校教育ではなくて社会教育ということでやっています。ただ渋谷区の考えとし

ては、そういった一部能力の高い子たちに対して特別支援学級を開設して、そこでやろうという考えはあるのですが、文部科学省が許さないというところで今とまっているところです。

○教育長職務代理者 天才教育という言葉自体、我々の受ける感覚では、アインシュタインとか、音楽のモーツァルトとか、子どものときから、レベルの高い才能をみせる人たちを天才と言うのではないのでしょうか。

○指導室長 そういうことだと思います。

○教育長職務代理者 公立中学校で、どこまで天才教育を行えるのかという基本的なことを議論しないで、ただ天才教育と言われてもどうなのかなという気はしますね。

○指導室長 社会教育の中では、例えばアスペルガーのお子さんたちの中ですごく得意な分野があるのではないですか。それをする時間があっても、指導者がいないというケースがあります。その指導者をきちっとつけることによって才能を伸ばしていこうというのがこの渋谷区版で今やられていることですので、学校教育からは離れているわけなのです。

教育長がオーストラリアで視察に行かれた「ジーニアス教育」というのは、そういった一部アスペルガーのお子さんたちが学校教育の一部の時間を使って、まさに自分の興味・関心の高いところを沢山やる時間を保証していくものです。清家議員は渋谷区と、教育長の情報をあわせて質問してきたというところなのでしょう。

○教育長職務代理者 なかなか意欲的な質問なのです。ただ、少し分かりにくいです。

○指導室長 学校教育の中では非常に難しいですね。

○教育長職務代理者 非常に意欲的で難しい論点があるということが、今分かりました。

ほかにありますか。

○山内委員 今ので、重要な論点だと思うので、公立学校でも一般の生徒に対して資質を伸ばす機会をつくるというのは大事で、でもそのためにその基礎になるところを丁寧にやっというのが一般的な考え方なのです。これがちょっと混乱するのは発達障害という言葉を使わずに書いているので、一般の生徒へのことかと混同してしまうのですよね。

発達障害で通常の授業に乗れない人たちに対して、しかし将来の生きる力をつけるためにどう得意なところを伸ばしましょうかというのが、きっとこの渋谷区がやろうとしていることの本音のところなのかなと思います。

○教育長職務代理者 今までの話でこの件がよく分かってきました。

ほかに何か質問ございますか。

よろしいですか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

2 平成30年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長職務代理者 「平成30年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」ご説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成30年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」ご説明いたします。資料ナンバー8をご覧ください。

まず「対象者」ですが、区内に住所があり、平成30年4月に小学校・中学校へ入学する新1年生が対象者となります。

次に2「受入れ上限数」です。入学希望者が受け入れ上限数を超えた場合には、通学区域外からの入学希望者を対象に抽せんを行うことがあります。なお通学区域内の入学希望者は受け入れ上限数にかかわらず、抽せんなしで入学することができます。各学校の上限数ですけれども1ページの表のとおりであります。

恐れ入りますが、先に、裏面の2ページ目の二重線で囲まれた部分をご覧ください。こちらが上限数の考え方をまとめたものでございます。小学校は6年間、中学校は3年間における通学区域内への転入を見込み、受け入れ上限数を低く設定しております。例えば小学校の場合ですと2学級の場合は1クラス35人の2クラスというのが通常で合計70名となりますが、過去の傾向から転入してくるであろう子どもの数を10人と予測し、その10人はあらかじめ差し引いた計60人を受け入れの上限としてございます。

表のページに戻っていただきまして、左側の表をご覧ください。小学校の上限数です。小学校の上限数については昨年度と変更した学校はございません。次に右側の中学校の表をご覧ください。昨年度と比較しながら変更のあったものを中心に説明させていただきます。

最初に六本木中のところをご覧ください。昨年の3クラスより1クラス減らして2クラスということで上限を設定しています。理由として六本木中学は平成21年度より毎年受け入れ上限数は100名3クラスとして設定しておりましたが、その間、実際の入学者数は70人以下で2クラスまたは1クラスの編成となっております。そういった近年の傾向と学校の規模を考えた場合に2クラスと想定するのが妥当であるため、今回変更いたしました。

次に赤坂中学校です。赤坂中学校は校舎建てかえのため平成31年度に仮校舎へ移転します。その間限られた教室数で運営していかなければならないため、上限を昨年度の2クラスより1クラス減らしまして、1クラスに設定を変更しております。

次に白金の丘中学校、それから青山中学校の欄をご覧ください。ともに昨年度2クラスのところを1クラス増やして3クラスということで設定しております。2校とも現在の教室の状況から3クラス受け入れ可能であるため、設定を変更しております。

続いて裏面をご覧ください。3の「抽選結果の順位優先について」です。抽せんになった場合の順位の優先についてですけれども、小学校において隣接学区域で希望する小学校に兄や姉が在学しているお子さんは抽せん結果の順位を優先いたします。これはやはりご要望が多いということが理由でございます。また東町小学校と南山小学校の抽せん対象者で、国際学級への入級条件を満たす児童についても、兄弟枠の順位を優先させた次に順位を優先させていただきます。

次に4「今後のスケジュール」でございます。学校選択希望票の送付は10月6日の予定でございます。提出期限は郵送が11月10日、持参が11月13日。応募状況の公表は11月24日でございます。同時に抽せん校の公表も行います。抽せんの実施は12月4日、就学通知の送付は1月10日となります。

最後に、参考資料の「平成30年度新入学 通学区域別学齢人口」をご覧くださいませしょう

か。参考として最新の学齢人口をおつけしております。左側の表が小学校です。一番左が平成29年4月3日現在の新入学時の住民登録者数です。真ん中の列が平成29年9月1日の住民登録者数、これは来年の1年生になる予定の5歳児の数です。一番右の列ですけれども、これは参考として実際に入学した児童数と学級数を記載してございます。

下の計のところをご覧ください。4月3日が2,090人、9月1日が2,125人ということで、平成30年度は35人の増となります。これはそのまま増えるというわけではございませんけれども参考にいただければと思います。右側の中学校の方をご覧ください。中学校につきましては4月3日が1,500人、9月1日が1,491人、9人の減少ということでございます。全ての方が区立の小・中学校に入学するわけではありませんので、区立に入学する方は小学校で7割強、中学校で4割程度と予測してございます。

説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等がございますでしょうか。

それでは私から。赤坂中学の件なのですが、今までずっと2クラスだったのが1クラスになっています。赤坂中学の2列目、学齢人口を見ると現在96人いるわけですよ。進学者を4、5割とすると、半数だから1学級でもぎりぎりかなというような感じもするのですけれども、今までずっと2学級だったものを1学級にした理由として、仮校舎でプレハブで、教室がないからだというようなお話もありましたよね。

学校は、従前の経験から言えば、一旦生徒が減ると、なかなか回復しないという傾向があります。だから「プレハブの仮校舎で、教室足りないから1クラスですよ」と言ったら、赤坂の人たちは「そうですか」と納得するのでしょうか。もちろん了解はとってあるわけですよ。「分かりました」という話だったのですか。

○学務課長 参考資料をご覧くださいますと昨年の79名に対して40名ということで、今回96名という数が出ていますのですけれども、赤坂中学校の過去3年の指定校の入学率で言いますと9.2%とか17%、昨年は30%ということで推移しております。96名という数なのですけれども、1クラスでも対応できると考えております。

○教育長職務代理者 1クラスでも対応できるのは、入学者の数はその程度で収まるので、「決してプレハブで1教室しかとれないからではありません」と言った方がいいのではないですか。高陵中学のときは、PTAの強い要望で、本校舎と同じくらいのいいプレハブを建てたんですよ。

だから赤坂中学も2クラスぐらいのプレハブ校舎をつくればいいのかと思いました。そんな意見は地元から出てこなかったですか。

○学校施設整備担当課長 今赤坂中学校の仮設校舎の計画をしているのですが、敷地の条件が非常に厳しくて、日影規制とかもろもろありまして、2クラスは非常に厳しい状況です。今度グラウンドは民間事業者に借りるのですが、そこに例えばの話、体育館とかほかの教室を建てられないのかどうかというのは今交渉しています。この整理がつけば教室をまた1クラス2クラス増やせるといった形にはなると思います。ですので、その件は万が一のときは、その教室を特別教室なりほかの教室なりに使うという形は考えられるのですけど。

○教育長職務代理者 学校って一たび生徒が減ると回復に物すごく努力が要るのですよね。そんなことから質問しました。

ほかに何か質問ございますか。

よいですか。では、よろしければこの報告はこの程度とさせていただきます。

3 平成29年度春の通学路点検の実施結果について

○教育長職務代理者 次に、「平成29年度春の通学路点検の実施結果について」ご説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー9をご覧ください。「平成29年度春の通学路点検の実施結果について」ご説明させていただきます。

最初に1の「目的」と2の「実施体制」でございますが、こちらは例年と同じでございます。通学路について定期的に現状を把握し、危険箇所の改善を図ってまいります。参加者としてはPTA、各地総合支所、それから東京都、警察及び町会・自治会の参加によって点検を実施するものでございます。

次に3の「通学路点検実施一覧」をご覧ください。4月18日の南山小学校から6月29日の青山小学校まで約2カ月にわたって実施をいたしました。

裏面をご覧ください。主な指摘箇所及びその対応をご説明いたします。まず件数の多かった部分のみピックアップしてご説明させていただきます。

まず、3の路面の標示または横断歩道、白線の設置・引き直し等でございます。こちらにつきましては白金の丘小学校、本村小学校エリアで「止まれ」の路面標識の引き直しを行いました。次に5の樹木の剪定でございます。こちらにつきましては芝浦小学校、三田小学校、港南小学校、それから本村小学校、筈小学校のエリアで既に剪定を行ってございます。次に8のミラーの設置・調整でございます。こちらにつきましては青山小学校のエリアで総合支所の方でミラーの角度の調整を行ってございます。それから最後の12の歩道、歩道橋の修繕でございます。こちらにつきましては白金小のエリアで国土交通省が歩道ブロックの修繕を行い、赤坂小学校のエリアにおきましては東京都の方で点字ブロック等の修繕を行いました。主な対応としては以上でございます。

最後に5の「その他」のところをご覧ください。秋の通学路点検につきましては9月1日から11月30日までを予定してございます。

簡単ですが説明は以上です。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

4 お台場学園港陽小・中学校屋内プールの休止について

○教育長職務代理者 続きまして、「お台場学園港陽小・中学校屋内プールの休止について」ご説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、お台場学園港陽小・中学校屋内プールの休止につきまして、申し

訳ありませんが、資料は本日付資料ナンバーの差しかえの資料をご覧いただければと思います。

ご報告内容といたしましては特定天井の耐震化対策工事のため、平成29年10月11日から平成30年2月9日まで屋内プールを休止させていただきます。告示日は本年9月29日を予定してございます。利用者への周知方法でございますが、「広報みなと」のほかホームページ、また利用者へのチラシ配布、ポスター掲示、みなとコールによるご案内を予定しております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

今、幼・小・中の体育館やプールで、特定天井でまだ耐震化していないところはあるのでしょうか。

○学校施設整備担当課長 3カ年計画の最終年でほぼ完了はしております、残るのは学校との調整の間で、一つの学校で3カ所4カ所ある場合は、日程を調整して後半に回しています。確かあと3学校、4部屋だけが今残っていて、今手続をしているところでございます。

○教育長職務代理者 分かりました。

ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、この報告はこの程度とさせていただきます。

- 5 後援名義等の8月使用承認について
- 6 生涯学習推進課の8月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の8月の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の10月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の8月行事实績について
- 10 図書館の8月利用実績について
- 11 図書館・郷土資料館の10月行事予定について
- 12 10月指導室事業予定について

○教育長職務代理者 次に、「後援名義等の8月使用承認について」「生涯学習推進課の8月事業実績について」「生涯学習推進課の8月の各事業別利用状況について」「生涯学習推進課の10月事業予定について」「図書館・郷土資料館の8月行事实績について」「図書館の8月利用実績について」「図書館・郷土資料館の10月行事予定について」「10月指導室事業予定について」、この8件の定例報告については配布資料のとおりです。各案件について何か特に説明するとか、ご質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

○教育長職務代理者 分かりました。

「閉会」

○教育長職務代理者 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回定例会は10月10日火曜日、午前10時から開催の予定ですので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(午後12時30分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子